

「ホワイトスペース特区」について

日本文理大学

後藤 幹雄

「ホワイトスペース特区」の創設

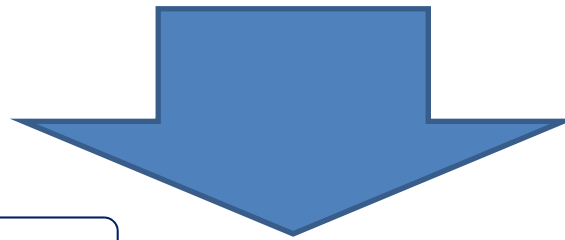
ホワイトスペースを活用したサービス

- 地域によってホワイトスペースとして利用可能な電波条件（周波数、既存事業者との混信可能性など）は異なる。

➡ 地域ごとに関係者等との調整を踏まえて、検証を行うことが必要ではないか。

- 地域の自然や産業などの特性を活かしたビジネス展開（地域の『ブランド化』）が可能。

➡ 地域活性化などの起爆剤として期待できるのではないか。



「ホワイトスペース特区」の創設

- それぞれの地域におけるホワイトスペースを活用したサービスやシステムの実現を目指した研究開発や実証実験を実施。
- 実現に向けた制度化への反映やビジネス展開の促進を図る。

「ホワイトスペース特区」の創設

「ホワイトスペース特区」の趣旨を踏まえ、基本理念として、以下が考えられるのではないか。

＜基本理念＞

- ① 事業者や自治体など提案者の自発性や創意工夫を最大限尊重する。
- ② 地域活性化や新産業創出など国民の利便性向上につながるようなサービスの実現を目指す。
- ③ 原則、2012年までの制度化を目指す。(ただし、研究開発などは除く。)
- ④ 成果については、定期的に評価を行う。
- ⑤ 研究開発等の実施にあたっては、国による財政支援も検討する。
しかし、自律的運営を促す観点から、継続的な必要経費については、自助努力での対応とする。
- ⑥ 多様なサービスの実現や既存事業者への配慮から、エリアなど一定の基準を設け、その中で可能な限り幅広く選定する。
- ⑦ 広く全国での設置を目指す。
→ 例えば、各都道府県で少なくとも1カ所設置することを目標としてはどうか。

「ホワイトスペース特区」の選定

- 選定にあたっては、提案機会の均等性を担保する必要。

➡ 公募による提案募集の実施

- 手続の公平性及び透明性を担保する必要。

➡ 評価会(仮称)の下で、一定の選定基準に基づく選定

- 公開ヒアリングに参加した17の提案者について

➡ 上記基準に該当する者は、「ホワイトスペース特区」の先行モデルとして位置づけ、研究開発や実証実験を行う。

「ホワイトスペース特区」の選定基準

以下の3つの観点から選定するのが適切ではないか。

- ① 提案モデルの確立可能性(ビジネスとしての継続可能性)
- ② 提案モデルの効果(地域活性化や新産業創出など経済的・社会的効果)
- ③ 実現のために検討すべき課題(技術的・制度的課題)

<「ホワイトスペース特区」において期待される活動内容(例)>

- アプリケーションの開発やシステム実証などに関する実証実験の実施
- 混信防止の観点から関係者間の事前の連絡体制などを定めた運用ガイドラインの整備
- 地域における情報配信スキームの確立
- コンテンツを安定的に制作する体制の確立

など

選定基準① 提案モデルの確立可能性

- ビジネスとして継続できるほどニーズはあるか。
- ビジネスとして継続可能なサービス提供体制を有しているか。
(ネットワークの構築、コンテンツの制作・供給、収支構造など)
- サービスの実現に向けた、具体的で実現可能性のある計画(当面2年間程度)があるか。
- サービスを提供する場所やエリアの設定は調整可能か。
例えば、利用可能なホワイトスペースが存在しないなど電波条件が提案内容と合致しない場合など、調整の必要性が生じる。

など

※ 研究開発などについては、

- ・ 実用化の可能性はあるか。
- ・ 技術基準への反映が期待できるか。
- ・ 国際標準化に資するか。

など

選定基準② 提案モデルの効果

- どのような経済的・社会的効果が期待できるか。
- その効果の実現可能性はあるか。
- 単純なサービスやシステムの検証にとどまらず、新規性はあるか。
(エリアワンセグのみの検証だけではなく、デジタルサイネージと連携したサービスの検証やサービスの高度化を図るものなど) など

※ 研究開発などについては、その成果によって、波及的な経済的・社会的効果が期待できるか、 など

選定基準③ 実現のために検討すべき課題

- 提案されている課題は今後の制度化への反映に資するものか。
- 解決されることにより、我が国全体の経済活性化等に貢献することが期待できるか。
- 既存システム等との混信を防止する体制が構築されているか。

など

ホワイトスペースの活用により期待される経済的効果・社会的効果

